

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

参考資料6

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したものの。
※ご意見内容詳細欄『○○』に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
1	1.スケジュール・入札条件	火力電源入札募集要綱案	検討期間については、募集要綱が確定してから入札募集締切までの3ヶ月程度では、短すぎると思われます。入札時点において、適切な条件・価格を検討して上で募集するためには、より検討期間が必要ですので、募集締切時期の延長をお願いいたします。 「16. 今後のスケジュール」に対するご意見	・本入札における募集期間については、電気事業法第22条第5項および電気事業法施行規則第30条第1項ならびに新しい火力電源入札の運用に係る指針(以下「指針」という。)の内容を勘案し設定いたしておりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。
2	1.スケジュール・入札条件	火力電源入札募集要綱案	余力活用を前提とした場合、電力固定料金は、貴社と他事業者を含めて按分で支払う内容となっております。よって、引取順位が単独で最上位とするのではなく、他事業者等がいる場合には均等に按分することが望ましいと考えます。電力自由化の競争環境醸成を阻害しないように再検討ください。 「3. 募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件(10)」に対するご意見	・設備容量の一部を応札する場合で、当社以外に卸売供給を行っている場合には、その契約については同順位とすることも可能である旨を要綱案および契約書案に明記させていただきます。(余力活用分については、JEPXのスポット取引等の匿名取引を除き、当社より後順位としていただきます) ・なお、余力活用の定義が、設備容量の一部を応札する場合に対応できておりませんでしたので、修正しております。(要綱案3(10)、契約書案第13条(管外版:第17条))
3	1.スケジュール・入札条件	火力電源入札募集要綱案	発電設備の出力は、特定の出力ごとに調整を行います。よって、任意ではなく、運転パターン内での出力帯での運用としていただきたい。 「3. 募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件(15)」に対するご意見	・発電機の出力は、当社から通告した運転パターンで行っていただくため、運転パターン内での出力となります。 ・なお、要綱案記載の運転パターンは標準的なものであり、詳細の運転パターンについては受給開始までに別途協議させていただきます。
4	1.スケジュール・入札条件	火力電源入札募集要綱案	地方自治体との調整について、「応札までに環境保全対策等について説明」とありますが、応札時点では、環境アセスメントにその後取り組むといったケースも考えられ、「環境保全対策」まで言及するのは難しいことから、「環境保全対策」までの説明は不要としていただきたいと思います。(例えば「入札対象事業について説明する」程度であれば可能) また、提案様式－6のうち「3. 環境保全対策面での地方自治体との調整状況」においては、大気汚染防止対策や温排水に関する対策といった区分に分けて記載する形になっておりますが、上記の理由からこうした区分を撤廃する、あるいは本欄記載内容を未定もしくは空欄で提出する場合においても、本要綱P16、6(1)②に定める「提案書に不備、遺漏、虚偽の記載」にあたらないう旨明記していただきたいと思います。 「3. 募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件(19)」に対するご意見	・発電所の立地に際して、地域の環境保全に配慮することが大変重要であると考えております。地域の環境管理を担当する地方自治体のご理解を得られなければ、事業が計画通り進捗するかどうか不透明となるため、環境保全対策の基本的考え方を地方自治体に説明し、理解を得ていただく必要があると考えております。 ・計画の確実性という点から、本様式にて環境保全対策の基本的な考え方や自治体との調整状況を確認したいと考えております。 ・なお、確定した環境保全対策を記載できないケースも考えられますが、その場合には、少なくとも応札時点において計画している基本的な環境保全対策の記載をお願いいたします。
5	1.スケジュール・入札条件	火力電源入札募集要綱案	地方自治体との調整が順調に行われているとは、どのようなことをいうのか(募集開始から応札までの短い期間にどのようなことまで求めているのか。)。計画の確実性については、別途スクリーニングされるので本項目は削除願います。 「3. 募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件(19)」に対するご意見	・発電所の立地に際しては、地域の環境保全に配慮することが大変重要であると考えております。環境保全の基本的考え方が、地域の環境管理を担当する地方自治体のご理解を得られなければ、事業が計画通り進捗するかどうか不透明となるため、環境保全対策の基本的考え方を地方自治体に説明し、理解を得ていただく必要があると考えております。 ・また、計画の確実性という点から、地方自治体に環境保全対策の基本的考え方を説明し、例えば、修正するよう指導があったケース等においては、地方自治体と前向きに調整が行われていることを落札候補の要件として、事案に応じて個別に判断させていただきます。
6	1.スケジュール・入札条件	火力電源入札募集要綱案	・入札参加者において、オペレーション能力の高い参加者へのインセンティブの意味も含め、基準利用率を一律とするのではなく、70～80%と定める等、何等かの幅を設定することをご検討下さい。 ・電力受給契約書(ひな形)への上記コメントの反映をお願い致します。 「3. 募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件(4)基準利用率」に対するご意見	・当社は、基準受給電力量(利用率70%)を上回る年間受給電力量(利用率上限80%、範囲外は協議)を設定する可能性があり、基準利用率を70%から更に増加させた場合、プラントの保守・管理のために必要な計画停止等の運用に支障を来す可能性があります。 ・また、将来の需給状況や技術開発の進展、燃料価格の動向等によっては、本入札電源の利用率が低迷する可能性があることから、基準利用率は70%とさせていただきます。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄『「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
7	1.スケジュール・入札条件	火力電源入札募集要綱案	提案内容 ・複数の発電設備(たとえば1号系列、2号系列など)毎に受給開始日の設定を可能として頂きたい。 ・受給開始日に応じた契約電力量の設定を可能として頂きたい。 ・受給開始日に応じた資本費の設定を可能として頂きたい。 補足説明 例えば、同一場所に発電能力30万KWの発電設備を2基設置(1号系列と2号系列)することを計画したケースで、1号系列と2号系列の稼働開始時期が1年間ずれる場合、それぞれに受給開始時期を設定し、1号系列のみが稼働している最初の一年間の契約電力は30万KW分のみとできる契約が可能となるようご検討いただきたい。 また、1号系列と2号系列の発電設備以外の発電所内の共通設備の資本費については、その稼働に応じた設定と出来るようご検討いただきたい。 この提案の背景には同一敷地内で共通設備(インフラ)を活用することにより系列全体でより競争力のある電力を供給できるよう意図したものです。 「1. 一般注意事項(12)」に対するご意見	・ご指摘のとおり、共通設備を活用することにより、競争力のある価格が期待できることから、同一敷地内で複数の発電設備を一つのプロジェクトとして提案される場合に限り、発電機の運転開始時期に応じて段階的に受給開始基準日を設定することを可能とさせていただきます。 ・なお、本取り扱いについて、要綱案、契約書案および提案書様式に記載いたします。
8	1.スケジュール・入札条件	火力電源入札募集要綱案	停止計画について「当社の承認」とありますが、承認のための要件が記載されていません。卸供給事業者の工事計画等への影響から、承認の指標となる内容についてご教示ください。 「3. 募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件(5)」に対するご意見	・停止計画については、事業者において法定点検周期(タービン点検:1回/4年、ボイラ点検:1回/2年など)や設備の保安状況(例えば、ガスタービンであれば高温部品の定期的な交換など)を勘案の上、計画していただければよいと考えております。
9	1.スケジュール・入札条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	「翌年度の停止計画について関電の承認を受ける」とありますが、両社協議の上、合意した計画とするべきと考えます。あるいは、中立的なルール等がある前提において、これに従った計画であれば承認されるという旨を示すべきと考えます。 「第5条 受給上の通告」に対するご意見	・当社は、提出された停止計画が合理的であれば原則承認いたします。 ・なお、当社は需給状況により、停止計画の変更を求めることがあります、その場合は、両社協議により決定させていただきますと考えております。
10	1.スケジュール・入札条件	火力電源入札募集要綱案	・No.1～No.4までの標準的な運転パターンが定められております。当該運転パターンは応札者が選択できるものか、若しくは、受給期間中、貴社が当該運転パターンに則り、任意に通告が行われるものか、ご教示お願い致します。尚、プラントの種類によっては対応できる範囲が限定される可能性もあり、通告については両社協議の上決定して頂きたく存じます。 ・電力受給契約書(ひな形)への上記コメントの反映をお願い致します。 「添付資料(1)運転パターン説明書 ロ)標準的な運転パターン」に対するご意見	・運転パターンについては、当社から事業者に通告期限までに連絡させていただきます。お示ししているNo. 1～4の運転パターンは標準的な例であり、詳細な運転パターンについては、事業者との協議により、受給開始までに決定させていただきたいと考えております。
11	1.スケジュール・入札条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	受給開始日については、4月1日に拘らず、柔軟に設定頂くことを提案致します。具体的には本文第3条1項につき、「前条に定める受給電力の受給開始の日は、平成○○年4月1日又は関電と○○の間で別途合意する日(以下、「受給開始基準日」という。)とする。」と修正頂くことを提案致します。(複数の発電設備を一体として応札する場合は、各発電設備毎に受給開始日を設定できるようにお願い致します。) 「第3条 受給開始の日1.」に対するご意見	・受給開始日については、平成33年度から平成35年度までのいずれかの年度の4月1日で設定していただくこととしましたが、ご意見を踏まえ、平成33年4月1日から平成35年7月1日までの各月の月初(1日)で事業者が設定できることとさせていただきます。 ・また、4月1日受給開始を前提に設定しておりました供給設備およびアクセス設備の建設・工事の遅延免責期間(90日:夏季までに受給開始できれば遅延ペナルティ対象としない)は撤廃させていただきます。 ・なお、本取り扱いについて、要綱案、契約書案および提案書様式に記載いたします。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
12	1.スケ ジュール・入札 条件	(別冊) 電力受 給契約 書(ひな 型)(管 内版)	供給設備について、貴社の指定する仕様に合致することの保証を要求していますが、その仕様の合理性(例えば オーバースペックになっていないかどうか等)を客観的に判断する余地が残されておりません。一方、供給設備の 仕様については、本条前段にある法令・指針等を遵守することで十分健全性が担保されるものと考えられます。 こうした観点から、本条は、第1項の後段「関電の指定する供給設備の仕様に合致するものであることを保証する とともに、関電の電力系統への連系の仕様に満足することを保証する」並びに第2項及び第3項は削除していただ きたいと考えます。 「第19条 供給設備の仕様等」に対するご意見	・系統連系にあたり供給設備の必要な仕様については、事前の接続検討申込の回答にてご提示させていただき ます。 ・その内容は、個々の系統状況に応じて連系に必要な具体的な仕様、条件等が含まれておりますので、それに合 致していただく必要があります。 ・その内容、必要性についてご不明な点があれば、接続検討の回答の際にご説明させていただきます。
13	1.スケ ジュール・入札 条件	火力電 源入札 募集要 綱案	法令および税制の変更等との記載は、電気事業法施行規則第28条によるところの税制関係だけではなく、環境影 響評価法、消防法等、その他の法律によるものが含まれることを確認します。 「7. 受給料金(8)」に対するご意見	・電気事業法施行規則第28条によるところの税制関係に限定したものではなく、法令および税制の変更等で受給 料金を変更すべき場合については、両者、誠意をもって協議を行うものとさせていただきます。
○14	1.スケ ジュール・入札 条件	火力電 源入札 募集要 綱案	・将来の税率変更については、電気事業法第22条第8項及び同法施行規則第32条の2の定めに従い、新税率 に合わせて供給条件(契約内容)を変更して頂けると考えて宜しいでしょうか？ ・上記の内容を入札募集要綱に明記頂く事を提案させていただきます。 「7. 受給料金(8)」に対するご意見	
○15	1.スケ ジュール・入札 条件	火力電 源入札 募集要 綱案	環境規制の強化等、入札時点で予測しえない大幅な状況変化が発現した場合においては、入札による受給条件 について所定の法手続きによる変更が可能である旨明記すべきと考えます。 これについては、昨年実施された東京電力(株)による火力電源入札募集においても、中立的機関での審議を経て 同要綱(9章P63)に反映されております。 【反映内容】 ・(中略)入札による受給条件のうち、電事法22条第8項に定める事項については所定の法手続きにより変更は可 能です。 ・(中略)予測しえない大幅な変更が生じた場合など(中略)、その時点で諸情勢も勘案の上、電力需給契約書(中 略)に基づき協議をいたします(現行法下では電気事業法22条第1項による料金規制への移行が前提となりま す)。 ※電事法22条8項: 特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、他の法律の規 定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定 めるところにより、その供給条件を変更することができる。 ※電事法22条1項: 一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者は、経済産業大臣に届け出た料金その他 の供給条件によるものでなければ、卸供給を行ってはならない。(ただし、一般電気事業者が実施する入札に応じて 落札した供給条件により卸供給を行うときを除く) 「添付資料(5)入札価格と受給料金の算定方法 ハ)」に対するご意見	・法令の変更等で受給料金を変更すべき場合については、両者、誠意をもって協議を行うものとさせていただきます。
○16	1.スケ ジュール・入札 条件	火力電 源入札 募集要 綱案	入札後に公的な基準が見直されたことにより設備対応が必要となる場合の扱いについて明示していただきたいと 考えます。 例えば、公的な耐震設計や津波対策においては、最も影響が大きいレベル2地震動、あるいは頻度の高い津波お よび最大クラスの津波を設定することが示されていますが、落札者決定後に公的機関で基準とする地震や津波の レベルが見直された場合の扱いについても明示していただきたいと考えます。 「添付資料(2)発電設備が準拠すべき基準等」に対するご意見	

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したものの。
※ご意見内容詳細欄『○○』に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
17	1.スケジュール・入札条件	火力電源入札募集要綱案	耐震設計については、「電気設備防災対策検討会報告(耐震性関係)」で示された耐震性確保の考え方が示されております。 このうち区分Ⅱに対する耐震性確保の考え方については、H26.1.22開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会第1回電気設備自然災害等対策WGの議事録p9に経済産業省の渡邊電力安全課長が「その他の電気設備につきましては、耐震性区分Ⅱでございまして、Ⅰ以外の電気設備、もろもろここに書かれたようなものが入ってきておりまして、その耐震性でございますけれども、一般的な地震動につきましては区分Ⅰのものと同様でございますが、高レベルの地震動に際しては、著しい供給支障が生じないように代替性の確保、あるいは多重化ということで、総合的にシステムの機能が確保されることということでございますので、個別にみた場合、それ自体が人命なりに重大な影響ということでもないだろうと。したがって、そこが、言葉はちょっとあれでございますが、使えなくなったということであったとしても、ほかのラインであったり、ほかの発電といったもので電力の供給ができれば、それでいいだろうと。」と解説しております。 この考えに従えば、応札者の設備としては、「イ)発電設備・受電設備の技術要件」および「ハ)耐震設計」に示された法令等に準拠することにより、上記区分Ⅱに示されている「著しい(長期的かつ広範囲)供給支障(略)総合的にシステムの機能が確保されること」が担保されているものと考えますが、この点(応札者が応札を検討するにあたっての耐震性確保の考え方)について要綱において明確に示されている必要があると考えます。 「添付資料(2)発電設備が準拠すべき基準等」に対するご意見	・発電設備については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令(大気汚染防止法、環境影響評価法等)、発電事業に関連する諸法令等(政令・省令・技術基準等含む)を遵守していただきます。 ・法令、基準等の解釈・運用については、当社独自で判断できるものではないため、規制当局の判断に基づき、適切に実施いただきますようお願いいたします。
18	1.スケジュール・入札条件	火力電源入札募集要綱案	上限価格は公表されないとのことですが、公平性の観点から事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、また、今後の電源投資への参考としたく、手続き上問題の無い時点において上限価格の算定根拠と価格を公表していただきたいと思います。 「6. 評価および落札者決定の方法(3)ヌ(ロ)」に対するご意見	・指針において落札結果の公表すべき項目としてあげられておりますが、落札者と契約締結後、落札者の機器調達等に支障をきたすことのない適切な時期に卸供給の契約価格の平均額と当該平均額と上限価格の乖離率を公表することとしております(落札者が1社の場合は公表いたしません)。
19	2.入札価格	火力電源入札募集要綱案	・入札価格については、公平な競争の観点から、関西電力殿も応札者も現行税率(平成28年4月1日以降の)13.70円を燃料関係諸費に織込むと考えて宜しいでしょうか？ ・上記の内容を入札募集要綱に明記頂く事を提案させていただきます。 「7. 受給料金(8)」に対するご意見	・ご意見を踏まえ、燃料種別ごとの石油石炭税の織込価格を要綱案に明記させていただきます。当社の上限価格においても明記した価格にて算定を行います。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄『○○』に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
20	2.入札価格	火力電源入札募集要綱案	二酸化炭素排出係数は、発電設備の負荷パターンや起動停止回数等により変動するため、関西電力殿の通告による負荷パターン変更や起動停止回数の増加等による二酸化炭素排出係数増加時には、精算対象とならないことを記載することを提案します。 具体的には、「7. 受給料金（4）二酸化炭素排出係数の調整」に以下を追加する。 「ただし、実績排出係数が契約排出係数を超過した場合に、その理由が、当社の通告によって運転停止・出力抑制を行った結果、運転効率が悪化したため等、落札者の責めとならない事由である場合は、この限りではありません。」 「7. 受給料金（4）」に対するご意見	・当社は、将来の需要構造の変化や再生可能エネルギーの大量導入、燃料価格の大幅な変動等によって発電コストが変動する中、お客さまに安定かつ低廉な電気の供給を行うため、落札電源を含む当社が調達した供給力を経済的に運用する必要があることから、基準利用率＋10％～▲20％までの範囲での運用をお願いさせていただいております。 ・ご意見を踏まえ、指針で応札の最低条件として基準利用率(70%)±10%(利用率変動許容性)が設定されていることから、当社の責めに帰すべき事由(この場合に限り、年間受給電力量の設定範囲での通告を含みます。)により、年間通告電力量に当社の責めに帰すことのできない事由により減少した年間通告電力量を加算した値が基準受給電力に当該年度の時間数を乗じて得た電力量の60％を下回る場合で、発電効率が低下するときは、その下回った範囲において、発電効率低下に対する補正をさせていただきます。 ・なお、この旨を要綱案および契約書案に明記いたします。
21	4.受給料金	火力電源入札募集要綱案	年間受給電力量設定範囲及び年間通告電力量調整範囲は、基準利用率70%に対して50％～80%の範囲で協議無く変更され得ることになり、入札価格の算定条件と著しく異なる可能性があります。これについて、燃料調達や発電効率の面で影響が大きいため、貴社通告に基づく利用率に応じた条件補正を可能にする記載を要綱に加えるべきと考えます。 なお、本提案については、昨年実施された東京電力㈱による火力電源入札募集においても、中立的機関での審議を経て同要綱(9章P58,59,64)に反映されております。 「3. 募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件(5)」に対するご意見	
22	4.受給料金	火力電源入札募集要綱案	・標準的な運転パターンの組合わせ以外の運用となった場合は、燃料費や二酸化炭素排出係数等の精算については別途協議とすることをご検討願います。 「添付資料（1）運転パターン説明書」に対するご意見	
23	2.入札価格	火力電源入札募集要綱案	・上限価格の前提となっている各パターンの組合わせをご提示ください。この提示により、上限価格と同様の設定が応札者側でも適切に行えると考えます。 ・現在提示されている運転パターンでは、燃料費(起動燃料含む)、発電効率、二酸化炭素排出係数等の諸元が設定不可能で、当社(応札者)は事業採算性の検討ができません。したがって、標準的な運転パターンの組合わせの詳細を提示頂きたいと考えます。具体的には基準利用率70%の前提である各パターンの設定日数やパターン内の各送電電力負荷(%)と負荷変更時間も明記いただくよう提案いたします。 ・特に運転パターンNo3はDSS運用と考えられます。DSSの頻度(回/年)についても明示いただきたいと考えます。 「添付資料（1）運転パターン説明書」に対するご意見	・当社の発電設備における要綱案に記載した運転パターン(No. 1～4)の組み合わせ例(利用率70%)を以下に示し、この内容を要綱案に記載いたします。この内容を参考に応札価格を検討いただくようお願いいたします。ただし、発電設備毎に点検や付帯工事に必要な期間が異なること、需給状況により計画停止や負荷抑制の頻度等が変動するため、必ずしもこのとおりの運転とはなりません。 【運転パターン組み合わせ例(利用率70%)】 ① 点検(No. 4) ・ボイラ点検:90日(1回／2年) ※点検を2回実施する内の1回はタービン点検と合わせて実施。 ・タービン点検:120日(1回／4年) ・運転継続に必要な清掃点検等:7日(1回／半年) ② 停止(No. 4) 需給状況による停止 ・祝日等の単日停止:2回／年 ・週末(土日)停止:3回／年 ・ゴールデンウィーク、年末年始の停止:2回／年 ③ 運転 需給状況に応じたDSS、部分負荷運転、定格出力運転 ・DSS(No. 3)※:2回／年 ・部分負荷運転:出力50％(No. 2)※ :土日祝の22時～翌8時まで ・定格出力運転:出力100％(No. 1) :上述の点検、停止、DSS、部分負荷運転を除く期間 ※上記点検、停止を前提とした場合の出力抑制時間(4年間平均)

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したものの。
※ご意見内容詳細欄『○○』に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
24	2.入札価格	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	・「変成器の2次側配線等でとくに多額の費用を要する者については、○○の負担により、○○が取り付けけるものとし、関電はこれが無償で利用できるものとする。」との記載がございますが、入札価格算出にあたり、費用負担が予想される場合は、費用概算額をご教示下さい。 「第6条 受給電力および受給電力量の計量・記録8. 」に対するご意見	・変成器の2次側配線等で特に多額の費用を要する場合(事業者の要望により2次側配線のこう長が長くなる場合等)、その2次側配線等は事業者所有とし、事業者負担で、事業者にて施工していただくことになりますので、これにかかる費用は事業者で算出していただくことになります。
25	3.評価	火力電源入札募集要綱案	「ガバナーフリー機能、AFC機能およびOTM機能の全てを提案するプロジェクトに対して非価格要素として評価する」とありますが、当該機能を備えて需給運用に参加する発電者に発生する効率低下・機会損失・対価については、以下の理由などから、電力システム改革の制度設計が示された後に落札者との協議により決めて頂きたいと考えます。 ・周波数調整・需給運用は、将来は中立的な「一般送配電事業者」による調達・運用となる可能性が高いこと。 ・発電事業者の需給運用参加に伴う効率低下・機会損失・対価等の扱いは、今後の電力システム改革の制度設計によりルール化されるものと考えられ、それが示された後に両社で協議するのが妥当であること。 「6. 評価および落札者決定の方法(3)ホ)」に対するご意見	・需給調整機能の具備する事業者と具備しない事業者の公平性を確保するため、事前に条件を明確にするという観点から、非価格要素による加点のインセンティブを設定しているため、事後の協議は考えておりません。 ・そのため、入札価格には需給制御への参加を加味していただきますようお願いいたします。
26	3.評価	火力電源入札募集要綱案	需給調整機能に関する具体的要件は、「出力変化幅(速度): 定格出力の○○%以上」とありますが、設備容量の一部を応札する場合は、『定格出力』を『受給電力(応札する容量)』と考えればよろしいでしょうか。ご教示願います。 「添付資料(11)需給調整機能に関する具体的要件」に対するご意見	・設備容量の一部を応札される場合は、「応札する容量」ではなく、「基準受給電力」に対する出力変化速度および出力変化幅を満たしていただきますようお願いいたします。 ・ご意見を踏まえ、この点が明確になるよう、要綱案および提案書様式に注釈を加えます。
27	3.評価	火力電源入札募集要綱案	前回関電殿募集要綱においては、「AFC等受給運用弾力性評価が管内プロジェクトのみ対象」であることが明記されていましたが今回要綱には対象の記載がありません。今回も管内のみであることを明記頂く事を提案致します。 「本文－6－(3)」に対するご意見	・再生可能エネルギーの増加等により、どのエリアにおいても需給調整力の重要性が高まってきていることから、今回、管外プロジェクトに対しても加点対象としております。
28	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	年間通告電力量を基準受給電力量から20%減少とされ、さらに基準受給電力の10%を併せて減少させられた場合、燃料使用量が大幅に変動することになり、燃料調達契約に大きな支障をきたします。また、ガスタービン設備については、起動停止回数の増加により高温部品の寿命を消費することとなります。よって、年間通告電力量の調整は、協議によって合意した場合としていただきたい。 「3. 募集内容およびプロジェクトが満たすべき要件(5)」に対するご意見	・年間通告電力量については、年間受給電力量の設定範囲内としておりますが、当社が、この範囲を超えて通告させていただきたい場合は、協議によるものとさせていただきます。
29	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	・受給料金体系における燃料本体費・燃料関係費の調整方法として、エスカレーション率に応じて市勢価格指標と連動した調整が行われる旨のみが定められております。発電所運用に際しては、負荷率の変動に伴い熱効率が異なることで、使用燃料量が変化することが想定されるため、プラントの種類に応じた最低負荷率(運転パターンNo.2等における最低安定負荷を維持できる通告電力量)の保証、部分負荷毎の熱効率の設定、負荷変動・起動・停止等に伴う補助燃料等の使用量に応じた燃料関係費の調整及び負荷変動による熱効率の変動に応じた燃料本体費の調整がなされるべきと考えます。(例えば、発電設備における負荷水準毎(部分負荷運転毎)に熱効率の変化を整理した表に発電事業者及び買電先があらかじめ合意し、売電契約の一部として規定することによって、上記補填が行われるような建て付けを導入する等の措置が取られるべきと考えます。) ・尚、使用燃料及び需要動向を鑑みれば、余力活用による負荷調整を落札者側で行うことは難しいと考えます。 ・p.67 添付資料(5)ハ)及び電力受給契約書(ひな形)においても、上記コメントの反映をお願い致します。 「7. 受給料金(3)エスカレーション率による料金の調整」、「添付資料(5)入札価格と受給料金の算定方法イ)入札価格の算定方法」に対するご意見	・熱効率変動に関しては、No20～No22の回答をご参照ください。 ・なお、出力(負荷)調整については、当該設備の最低出力から100%出力までの任意の出力に調整可能であることが条件となります。また、最低出力以下の通告は要綱案にも記載のとおり計画することはありません。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したものの。
※ご意見内容詳細欄「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
30	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	先日公表された東京電力殿の平成26年度電力卸供給入札募集要綱案においては、「基準金利変動補正」,「土木建築工事費物価補正」を適用することとされています。 御社の火力電源入札においても、応札者のリスク低減や応札価格の低減の観点から、同様に配慮いただければと思います。 「7. 受給料金(3)」に対するご意見	
31	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	今回の電源入札においては、最長で平成35年4月運開となり、受給契約締結から建設着工まで相当の期間が空いてしまいます。したがって、建設費(人件費・材料費)及び金利についても適切なエスカレーションの設定をお願いいたします。 「7. 受給料金(3)」に対するご意見	
32	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	◇ご提案内容 資本費については金利のエスカレーション率による調整をお願いしたい。 具体的には、貴社にもご確認頂ける長期金利の指標金利を応札者が指定し、資本費における基準利息相当額を一定のタイミング(例えば環境アセスメントが完了した時点)で見直しできるような仕組みを提案させていただきます。 (例) 指標金利 東京時間午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)として「ロイタースクリーン上の17143ページ/テレレート17143ページ」に表示される6か月 LIBORベース○○年もの(円/円)金利スワップレートをいう。 基準利息相当額 金融機関等から借入に伴う支払利息の内、基準金利による金額(スプレッド等の 上乗せ金利は含まない)で、応札者が応札時に各年度の資本費の内訳として申請 する数値をいう。 算出式 入札時点の資本費における基準利息相当額×環境アセスメント完了時点での指標 金利÷入札時点における指標金利 以下具体例となるが、 資本費における利息相当額1億円/年 入札時点におけるTSR8年物1.0% 環境アセスメント完了時点でのTSR8年物1.5% とすると、0.5億円/年の資本費増額をお願いする事となる。 1億円×1.5%÷1.0%=1.5億円 「7. 受給料金(3)」に対するご意見	・資金調達の方法が事業者ごとに異なることや、資金調達のインセンティブが働かないことから、金利指標の設定は行わずエスカレーション補正は行いませんので、個々の資金調達方法に応じた入札価格への反映をお願いいたします。
33	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	火力電源入札を行う目的が適正な電気の調達であることに鑑み、価格への過度なリスク対策費用の織り込みを回避することが望ましく、発電所建設工事費の変動に対する補正(エスカレーション)を考慮して頂きたいと考えます。 「7. 受給料金(3)」に対するご意見	

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
34	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	・入札時点とファイナンス(融資契約)時点までの金融市場変動リスク軽減のため、入札時点と融資契約時点の基準金利(ベースレート)の比で基本料金(資本費)中の基準金利相当額を補正出来るオプションを落札者に付与すべきと考えます。 ・国内土木工事関連・鋼材関連物価変動リスク軽減のため、入札時点と工事契約締結時点の建設工事物価・鋼材物価指数の比で、基本料金(資本費)中の土木工事・設備費用相当を補正できるオプションを落札者に付与すべきと考えます。 ・p.67 添付資料(5)ハ)及び電力受給契約書(ひな形)においても、上記コメントの反映をお願い致します。 「7. 受給料金(3)エスカーション率による料金の調整」、「添付資料 (5)入札価格と受給料金の算定方法イ)入札価格の算定方法」に対するご意見	・資金調達の方法が事業者ごとに異なることや、資金調達のインセンティブが働かないことから、金利指標の設定は行わずエスカーション補正は行いませんので、個々の資金調達方法に応じた入札価格への反映をお願いいたします。
35	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	落札した発電設備に係る資金の調達金利及び建設工事費について、落札後に著しく変動する可能性が考えられることから、落札者の希望により、基準金利変動補正および土木建築工事費物価補正の選択を可能としていただきたい。 「添付資料 (5)入札価格と受給料金の算定方法 ハ)」に対するご意見	
36	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	炭素クレジット等の市場価格について、用いる指標の是非は貴社が判断するとされていますが、貴社の一方的判断によるのではなく、両社協議とするのが妥当と考えます。 「7. 受給料金(4)ロ)※」に対するご意見	・価格指標については、それを妥当と判断した背景も含めて事業者の説明致しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
37	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	・運転維持費については、実際の支払段階において、指標に反映されない項目(灰処理費用等)が大きく変動した場合、受給料金に反映されるべきであると考えます。 ・p.67 添付資料(5)ハ)及び電力受給契約書(ひな形)においても、上記コメントの反映をお願い致します。 「7. 受給料金(3)エスカーション率による料金の調整」、「添付資料 (5)入札価格と受給料金の算定方法イ)入札価格の算定方法」に対するご意見	・灰処理費用等の指標の一般化は困難であると考えています。現行指標によるエスカーションの設定をお願いいたします。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したものの。
※ご意見内容詳細欄「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
38	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	・8.(3)において貴社・落札者いずれの責めにも帰さない事由で受給電力供給が停止・一部が制限された場合は、当該事象発生日以降180日を上限として貴社より基本料金が支払われる旨、定めがございます。 ・貴社帰責事由により受給電力供給が停止・一部が制限された場合、180日の上限なく支払がなされとの理解で宜しいでしょうか。 ・電力受給契約書(ひな形)においても、上記コメントの反映をお願い致します。 「8. 電力の受給と受給料金の支払い(3)」に対するご意見	
39	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	貴社および落札者いずれの責めにも帰すことの出来ない事由での受給停止については、貴社により180日までは基本料金が支払われるとされています。しかし、例えば東日本大震災において実際に約2年間の停止に至ったのち発電を再開した発電所もあり、電源設備の耐用年数や社会通念上の観点から、180日の支払上限は廃止するか、もしくはそうした事由での支払の扱いについては状況に応じて両社協議とすべきと考えます。 「8. 電力の受給と受給料金の支払い(3)」に対するご意見	・当社の帰責事由により、受給電力の供給が停止・一部制限することとなった場合は、当該事象が解消されるまでの間または解除・解約に至るまで、基本料金をお支払いいたします。 ・当該規定は、当社・落札者いずれの責めにも帰さない事由により、受給電力の供給が停止・一部制限することとなった場合の取り扱いであり、そのリスクは双方で負うべきものと考え、1年間事象が改善されない場合は、解除・解約権が発生することから、その期間における基本料金の半分をお支払いすることとしております。
40	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	不可抗力等の発生において基本料金の支払期間が180日に制限されると、設備投資金額の高い発電事業者の負担が大きくなります。したがって、不可効力等により受給契約が解除・解約されるまで基本料金の支払をお願いいたします。 「8. 電力の受給と受給料金の支払い(3)」に対するご意見	
41	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	・貴社帰責事由により当該年度の年間受給電力量を基準とした「年間通告電力量調整範囲の下限値を下回った場合は、その下回った電力量に対して当該年度の最終月の電力量料金単価の2分の1を乗じて得られる金額を当該年度の最終月の電力量料金に加算して支払」う旨が定められております。貴社事由(貴社要請)による未達であることを鑑み、電力量料金単価は、2分の1とせず、満額とすべきと考えます。 ・電力受給契約書(ひな形)においても、上記コメントの反映をお願い致します。 「8. 電力の受給と受給料金の支払い(2)」に対するご意見	
42	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	他の公の指標も使用できるよう記載の見直しをお願いいたします。 「添付資料(5)入札価格と受給料金の算定方法」に対するご意見	・年間通告電力量調整範囲の下限値を下回った場合の補償については、事業者が当社の通告を超過または未達となった場合の補償と同じ水準にさせていただいております。 ・燃料本体費について、要綱案に記載されていない指標をご要望される場合については、別途協議をさせていただきます。 ＜要綱案【添付資料】(5)入札価格と受給料金の算定方法ハ)受給料金の調整方法(ロ)燃料本体費＞ 下表以外の燃料指標で調整を希望される場合は、落札後受給契約締結時までに別途協議します。 ・なお、熱量変動による補正については、燃料ごとに適正な指標を設定するのが困難であると考えております。熱量変動を加味した価格設定をお願いします。
43	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	燃料本体費の調整指標として、貿易統計の実勢価格を用いることとされているが、貿易統計は重量や体積あたり実勢価格を示すものであり、単位あたり熱量の変動を反映していません。資源エネルギー庁が発表する「標準発電熱量」を引用するなどして、受給契約上の料金の取り決めにおいて、適切な熱量補正を行うことを可能としていただきたい。 「添付資料(5)入札価格と受給料金の算定方法 ハ)(ロ)」に対するご意見	

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したものの。
※ご意見内容詳細欄「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
44	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	受給料金の授受として当該月の2ヶ月前の値を使用することは、実務的に入手できる最速のタイミングとして合理的と考えますが、入札募集要綱案に記載の当該月の3～5ヶ月前の平均値を使用することについてのお考えを伺わさせていただきますでしょうか？ 「添付資料（5）入札価格と受給料金の算定方法」に対するご意見	・当社の電気料金の燃料費調整制度との平仄を取り設定しております。
45	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	燃料関係諸費のエスカレーション率については、内閣府が毎年発表する4つの指標が示され、これらを合成した値とすると記載されておりますが、これらの指標に合致しないコストに対しては、ここに示された指標以外の指標に基づく算定も可能とするべきと考えます。 また、こうした個別の指標により算定された価格によって落札が決定した場合は、入札を経た適正な価格と考えられることから、受給契約上の料金の取り決めにおいても、こうした個別指標に基づく協議を可能としていただきたいと思います。 「添付資料（5）入札価格と受給料金の算定方法 ハ）（ハ）」に対するご意見	・燃料関係諸費の指標として、内閣府が毎年発表する4つの指標が適当であると考えており、現行指標での価格設定をお願いいたします。
46	4..受給料金	火力電源入札募集要綱案	調整指標として用いる貿易統計の実勢価格には、速報・確報・確定があるが、いずれを参照するのか、明確にして頂きたい。 「添付資料（5）入札価格と受給料金の算定方法 ハ）（ロ）」に対するご意見	・基準燃料価格については確定値を採用しておりますが、毎月の燃料費補正については確定値が未定の場合があるため確報値を採用することとし、要綱案に明記いたします。 ・なお、要綱案のP70に記載の原油（原油・粗油）の貿易統計の実績価格が確報値となっておりましたので、確定値へ訂正させていただきます。
47	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	・要綱では落札者事由による解約に伴い生じる損害賠償の支払を担保するべく、既に契約保証金の預託及びペナルティ支払義務が課されていることから、追加で連帯保証を行うことは不必要であると考えます。（または、保証義務をペナルティの支払義務のみに限定する必要あるものと考えます。） また、参加形態によって資金調達方法が変わりうるため（金融スポンサーの招聘・ノンリコースファイナンスの活用等）、現状の全参加者が連帯保証を行うという条件がある場合、関係者によるリスク分担の柔軟性が損なわれること等により、応札参加者が極めて限定される虞があり、また円滑な資金調達の弊害となる虞がございます。 ・電力受給契約書（ひな形）への上記コメントの反映をお願い致します。 「1. 一般注意事項（6）」、「12. 提案書に記載する事項（4）応札者の概要」、「12. 提案書に記載する事項（6）プロジェクト全体のスキーム ハ）ファイナンス（様式ー7～10）（ニ）」、「12. 提案書に記載する事項（6）プロジェクト全体のスキームニ）ファイナンス（様式ー7～10）（ロ）」に対するご意見	・IPP事業は、長期継続的な電気の安定供給を担っていただくこととなります。このため、出資者全員で全責任をもって本事業を完遂していただく必要があると考えております。したがいまして、子会社または合併会社等の出資者による保証については、その出資者すべてが連帯して保証いただくことが必要であると考えております。
48	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	募集者は、契約保証金の預託により責任を果たしており、出資者の連帯保証までは不要と考えます。 「1. 一般注意事項（6）」に対するご意見	
49	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	契約を締結する相手方（契約の承継者を含む）が、電力卸供給を行うことを目的に設立された子会社、合併会社等である場合は、その出資者である事業者から「連帯保証状」を提出とされているが、契約保証金を納付するため、連帯保証状は不要であると考えられる。また、発電事業に対して連帯保証を求めることは、非常に負担が大きいことから、参入障壁となりえます。低廉な電源確保の観点からも連帯保証の条項は削除すべきと考えます。 「12. 提案書に記載する事項（6）」に対するご意見	
50	5.契約条件	（別冊）電力受給契約書（ひな型）（管内版）	・「連帯債務保証人である○○は、○○が100%子会社として平成 年 月 日に設立した、××が（以下略）」との記載がございます。 ・また、「連帯保証人である」との記載の削除をお願い致します。 「添付資料3 親会社連帯債務保証確約書」に対するご意見	

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したものの。
※ご意見内容詳細欄「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
51	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	・応札においては幅広い事業者の参加を可能とするため、事業遂行に影響を及ぼさない範囲において柔軟な参加形態を可能とすべきと考えます。例えば、落札後、貴社の合理的な承諾を得ること及び入札の主旨・公平性を逸脱しない範囲において、参加企業が加わる(金融投資家等の参画)ことも可能とすべきと考えます。 ・電力受給契約書(ひな形)への上記コメントの反映をお願い致します。 「1. 一般注意事項(6)」、「12. 提案書に記載する事項(4)応札者の概要」、「12. 提案書に記載する事項(6)プロジェクト全体のスキーム ハ)ファイナンス(様式ー7～10) (二)」、「12. 提案書に記載する事項(6)プロジェクト全体のスキーム ニ)ファイナンス(様式ー7～10) (ロ)」に対するご意見	・落札後に参加企業を加える場合には、その参加企業が要綱案の条件を満たすことを前提として、当社に申し出いただいたうえで、協議させていただきます。
52	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	貴社および落札者いずれの責めにも帰すことの出来ない事由での受給停止による契約解除として、発生時点より1年以内に受給を再開できない場合と発生から1年以内に受給を再開できる見込みがない場合が規定されております。一方で、例えば東日本大震災において実際に約2年間の停止に至ったのち発電を再開した発電所もあり、電源設備の耐用年数や社会通念上の観点から、1年の規定は廃止するか、もしくは契約解除については状況に応じて両社協議とすべきと考えます。 「10. 帰責事由のない場合の免責・契約解除等(1)」に対するご意見	・落札者および当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、受給電力の受給が停止または受給電力の一部が制限され、その発生日から1年以内に受給を再開できない場合は、落札者および当社のいずれも何ら責めを負うことなく、受給契約を解除・解約することができることとしていますが、この要件に該当したからといって、直ちに解除・解約とするのではなく、状況に応じて、復旧時期等を総合的に判断したうえで、解除・解約すべきものと考えています。 ・そのような主旨から、ご意見を踏まえ、上記事象のような場合で、1年を超過して受給を開始または再開できる見込みがあるときは、両者で協議することができることとし、その協議が整わなければ解除・解約とする旨、要綱案および契約書案に記載いたします。
53	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	・貴社事由によって落札者が電力受給契約書を解除・解約する場合、貴社が落札者に対して利息を付さずに契約保証金を返還するものとされていますが、解除・解約時の精算金等も現在価値に換算されることを鑑みれば、公平性の観点から、返還される契約保証金には利息が付されるべきであると考えます。 ・電力受給契約書(ひな形)への上記コメントの反映をお願い致します。 「9. 契約保証金とペナルティ(2)供給設備の建設・工事の遅延およびアクセス工事の遅延に対するペナルティロ)アクセス工事の遅延に対する損害等の補償と契約の解除 (ロ)①」、「9. 契約保証金とペナルティ(3)ロ)落札者の解除・解約権 (ロ)①」、「10. 帰責事由のない場合の免責・契約解除等(1))履行の中断・遅延に対する免責・契約解除 ハ)」に対するご意見	・契約保証金は、契約履行の担保のため、契約履行の確認が出来るまでの間、お預かりするものであり、公共入札において返還時に利息を付さない取扱いが見られることも参考に、当社においても返還時に利息を付さない取扱いとしております。 ・なお、契約保証金の預託は、銀行法に規定される銀行発行の当社を受取人とする「保証書」の提出により代えることができます。
54	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	契約保証金の返還時には利息を付さないとありますが、預託額及び期間をふまえると、相応の利息を付すべきと考えます。 「9. 契約保証金とペナルティ(1)ロ)」に対するご意見	

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
55	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	・10.(1)イ)において落札者および当社の「自己の責めに帰すことのできない事由」、10.(1)ロ)において「落札者および当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由」と定められておりますが、貴社・落札者帰責事由以外の事由が不明瞭(例:大規模な需要の変動)であるため、不可抗力として、現行要綱案p.43に記載のある①・②を明示すべきと考えます。 ・尚、本件事業規模及び同種の電源入札案件が同時に進行することを鑑みると、巨額の資金調達が必要となり国内金融機関の資金供給力が逼迫する可能性を否定できません。従い、外銀を含めた幅広い金融機関を呼び込むことを可能とするため、貴社・落札者帰責事由以外の事由(いわゆる不可抗力)について、①の自然災害に限定することもご検討下さい。 ・電力受給契約書(ひな形)への上記コメントの反映をお願い致します。 「10. 帰責事由のない場合の免責・契約解除等(1))履行の中断・遅延に対する免責・契約解除 ロ)」に対するご意見	
56	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	・8.(3)において貴社・落札者いずれの責めにも帰さない事由で受給電力供給が停止・一部が制限された場合は、当該事象発生日以降180日を上限として貴社より基本料金が支払われる旨、定めがございます。 ・8.(3)において「落札者および当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由」と定められておりますが、貴社・落札者帰責事由以外の事由が不明瞭(例:大規模な需要の変動)であるため、不可抗力として、現行要綱案p.43に記載のある①・②を明示すべきと考えます。 ・電力受給契約書(ひな形)においても、上記コメントの反映をお願い致します。 「8. 電力の受給と受給料金の支払い(3)」に対するご意見	・「責めに帰すことのできない事由」とは、要綱案P43に記載のある①天災地変、②内乱、戦争、暴動、破壊活動等の政治的・社会的事象を含みますが、これに限定されるものではなく、故意・過失がない場合を指すものと考えております。
57	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	「自己の責めに帰すことのできない事由」の定義を記載頂きたい。第34条の「やむを得ない事由」と同義という理解で正しいか、確認頂きたい。 「第35条 履行の中断・遅延に対する免責・契約解除1. 」に対するご意見	
58	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	契約の解除事由が「環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定、後継計画を含む)との整合が図られていないとして、発電所の建設が認められない場合」であるとき、補償は免責されるという理解でよろしいでしょうか。 「10. 帰責事由のない場合の免責・契約解除等(1)」に対するご意見	・ご意見いただいた事象で発電所建設が認められない場合において、その事象に至った原因により免責とすべきか否かを判断するものと考えておりますので、一律に免責とはなりません。
59	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	環境アセス手続き(BATの状況変化を含む)による事由によって受給開始が遅延する場合についても、落札者の責めに帰すことのできない事由として一定期限の免責を認めるべきと考えます。 「10. 帰責事由のない場合の免責・契約解除等(2)」に対するご意見	・環境アセスメントおよび自治体との調整については、事業者の責任で実施いただくものと考えており、要綱案3「プロジェクトが満たすべき条件」(19)(20)に記載しております。 ・ご意見いただいた事象で受給開始が遅延する場合において、その原因が落札者の責めに帰すことのできない事由とは限らないため、当該事象が発生した都度、落札者の帰責事由によるものか否かを判断するべきものと考えております。 ・なお、要綱案添付資料(2)ロ)において、経済産業省・環境省が公表した「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ(平成25年4月26日)」のBATの参考表に示される(A)経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術以上を満たすものと記載しておりましたが、BATの参考表は毎年更新されるものとなっており、どの時点の参考表が明確になっておりませんでしたので、「入札募集開始時における最新のものとしてください」と要綱案に記載しております。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したものの。
※ご意見内容詳細欄『「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
60	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	用地事情等貴社の責めに帰すことのできない事由により、アクセス工事が遅延した場合、貴社の免責が認められるものとされておりますが、具体的にどのようなケースが想定されるのでしょうか。 例えば、貴社のアクセス工事に必要な、貴社による送電線下用地交渉等が遅延事由となる場合は、免責期限を設けるなど、貴社免責について一定の制限を加えるべきと考えます。 「10. 帰責事由のない場合の免責・契約解除等(2)」に対するご意見	・具体的なケースとして、電源を系統に接続するためのアクセス設備の新設や系統側の増強に伴う送電工事等を行うためには、用地の買収や地域住民のご理解が必要となる場合があります、その交渉が難航し長期化する可能性があります。 ・当社は、落札者が決定し増強工事の内容が確定した後、用地交渉を開始しますが、工事の規模や地元の状況等により交渉に要する期間は異なり、一概に期間を設定することは困難であることから、免責期限は設定しておりません。
61	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	受給開始遅延の不可抗力として”大地震、洪水、津波等の通常予測できる範囲を超えた天災地変”とありますが、”通常予測できる範囲”について明確にしていきたいと考えます。例えばレベル2の最大クラス地震・津波として、西日本では南海トラフ巨大地震・津波が想定されます。 「10. 帰責事由のない場合の免責・契約解除等(2)」に対するご意見	・本入札では地点を特定せず、広く募集を行うため、地震・津波の規模については特定しません。天災等により受給開始が遅延した場合は、免責の可否について、個別に協議させていただきます。
62	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	・両者帰責事由でないケースにおいては、貴社サイドのみ免責(p.43 10.(2)③④)となっており、公平性を欠くものと考えます。落札者において落札者の責めに帰すことのできない環境アセスメント及び地元調整を理由とした遅延については免責とすべきと考えます。 ・電力受給契約書(ひな形)への上記コメントの反映をお願い致します。 「10. 帰責事由のない場合の免責・契約解除等(2) 受給開始の遅延に対する免責・契約解除」に対するご意見	
63	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	・貴社帰責の場合・落札者帰責の場合の解約金が同等に設定されておりますが、貴社・落札者の解約時の損害は同等ではないと考えます。 ・供給開始前 ①供給設備の建設・工事の遅延及びアクセス工事の遅延について、両者帰責事由でないケースにおいては、貴社サイドのみ免責(p.43 10.(2)③④)となっており、公平性を欠くものと考えます。落札者において環境アセスメント及び地元調整を理由とした遅延については免責とすべきと考えます。 ・電力受給契約書(ひな形)においても、上記コメントの反映をお願い致します。 「9. 契約保証金とペナルティ(2) 供給設備の建設・工事の遅延およびアクセス工事の遅延に対するペナルティ」、「9. 契約保証金とペナルティ(3) 解除・解約権」に対するご意見	・環境アセスメントおよび自治体との調整については、事業者の責任で実施いただくものと考えており、要綱案3「プロジェクトが満たすべき条件」(19)(20)に記載しております。
64	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	受給期間終了後の契約延長を行う場合、受給期間終了の5年前までに相手方に契約延長の協議を申し出ると記載されておりますが、他社による電源募集要綱案等においては3年前が一般的とされていることに比し、5年前とした根拠を明示していただきたいと考えます。 「11. 受給期間終了後の取り扱い」に対するご意見	・当社がH8、H9で実施した電力卸供給入札においても、契約終了の5年前に延長協議を申し出るものとしており、実際の契約延長協議においても一定度の期間を要したことから、前回と同様に5年前に申し出るものとしております。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
65	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	「契約延長される場合の受給料金については、(中略)適正な原価に基づき(中略)協議のうえ、決定する」と記載されておりますが、「新しい火力電源入札の運用に係る指針(2次改訂)」(平成24年9月18日、平成26年2月26日一部改訂、資源エネルギー庁)において、「契約期間終了後の扱いについて優先交渉権を規定する等といった制限を設けてはならない」ことが記載されており、「適正な原価」は本指針の“契約終了後の扱いの制限”に該当すると考えますので、当該記載は削除していただきたいと思います。 「11. 受給期間終了後の取り扱い」に対するご意見	・優先交渉権を規定する等といった制限については、契約終了後、事業者が自由に次の契約締結先を選択できなくするといった制限であると考えており、当社と契約延長を行う場合の条件を付したとしても、事業者の選択権を阻害するものではないと考えております。
66	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	・「契約が延長される場合の受給料金については、別紙2「受給料金調整に関する確認書」に定める料金調整諸元の契約延長時点での適正な原価に基づき(中略)関電・○○と協議のうえ、決定するものとする」との記載がございます。契約延長時点における受給料金は、関電・落札者間の任意に基づく協議に従って定められるべきと考えますので、「適正な原価に基づき」との文言の削除をお願い致します。 「第42条 受給期間終了後の取り扱い2. 」に対するご意見	
67	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	貴社および落札者のいずれの責にも帰すことが出来ない事由について、貴社ネットワーク事由による送電支障が原因で契約不履行となった場合は、貴社帰責事由として明記されるべきと考えます。 「8. 電力の受給と受給料金の支払い(3)」に対するご意見	・当社の送配電設備に起因して受給電力の供給が停止・一部制限することとなった場合、その原因が当社の責めに帰すべき事由によるものとは限らないため、当該事象が発生した都度、当社の帰責事由によるものか否かを判断すべきものと考えております。
68	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	解除・解約権について、落札者事由で受給開始の日までに受給契約が解除・解約された場合、①契約保証金の返還なし、②遅延金支払、③実損害補償が落札者のペナルティとして課せられています。一方、貴社事由で受給開始の日までに受給契約が解除・解約された場合は、①契約保証金の返還、②遅延金支払、③実損害補償が貴社のペナルティとして課せられています。これについて、貴社事由の場合の①契約保証金のペナルティについては、契約保証金に返還に加えて、契約保証金と同額を落札者に支払うことが必要と考えます(これにより、①の実質負担額について両者のバランスが取れます)。 「9. 契約保証金とペナルティ(3)」に対するご意見	・ご意見を踏まえ、当社の帰責事由により受給開始の日までに、解除・解約となった場合は、契約保証金の返還に加えて、契約保証金相当額を当社ペナルティとするよう要綱案ならびに契約書案に記載します。
69	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	落札者申出に基づく合意解約時の解約金について、解約の時期が受給開始後であるときは、原則として7年前までに貴社に申出るものとされておりますが、解約申出の期限として貴社に代替供給力確保のためのリードタイムが考慮されているにもかかわらず、解約金として最大84ヶ月分(7年分)の基本料金相当の支払義務が落札者に発生することは落札者にとって過大な負担と考えます。(最大84ヶ月分の“基本料金”は、貴社の“得べかりし利益”(例:上限価格と入札価格の差)を超えるものであり、落札者にとっては過大) 「9. 契約保証金とペナルティ(3)」に対するご意見	・解約金は、長期継続的な電気の安定供給を担っていただくことを前提とした契約不履行に対するペナルティであり、解約申し出の時期により変更するものではないと考えております。 ・また、指針においても、解約申し出の期限を代替供給力確保のためのリードタイムを考慮し設定することも可能とされております。
70	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	貴社及び落札者のいずれか一方にやむを得ない事情が生じ、相手方へ解約の申し出を行った場合でも(さらに解約時期が受給開始後であるときは原則7年前までに申し出ていたとしても)、解約には相手方の承諾を要することとなっておりますが、承諾を得られないがゆえに解約できないのは双方にとって不利益となる可能性が考えられることから、合理的な解約金の支払を条件に、相手方への通知をもって解約できる旨を要綱に加えるべきと考えます。 「9. 契約保証金とペナルティ(3)ハ)」に対するご意見	・長期継続的な電気の安定供給に影響を及ぼすことから、やむを得ない事情が生じた場合においても、相手方に解約の申し出(通知)を行うだけではなく、相手方に説明を行い、承諾を得ることは必要であるものと考えます。 ・当社は、落札者が、やむを得ない事情で解約を申し出る場合は、解約に向けて真摯に協議を進めてまいります。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄「〇〇」に対するご意見』における「〇〇」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
71	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	貴社事由による解約の場合は、落札者は貴社以外への受給を担保されていないことから、受給期間全体について落札者が被った通常生ずべき実損害が補償されるべきと考えられ、解約金算定における受給期間の残存月数は、その全てを計上できるものとし、上限84ヶ月の定めは撤廃していただきたいと考えます。 「9. 契約保証金とペナルティ(3)」に対するご意見	
72	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	解約金額の上限値84ヶ月(7年)を支払う場合とは、発電プラントの概ね40%程度を支払うことになります。貴社が損失として被る損害とは代替の電力調達費用であり、発電設備の資本費に関わる内容ではないものと考えます。実質的に解約により発電設備の権利を差し押さえるものと同義になりますので、本来の代替調達に即した損失として変更ください。 「9. 契約保証金とペナルティ(3)」に対するご意見	
73	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	・貴社帰責の場合・落札者帰責の場合の解約金が同等に設定されておりますが、貴社・落札者の解約時の損害は同等ではないと考えます。 ・供給開始前 ①落札者事由の解除・解約の場合は、契約保証金の主旨に鑑み、契約保証金とアクセス工事の遅延金の支払を以て解除・解約可能とすべきと考えます。供給開始前において、実損害の支払が契約保証金支払に加えて規定されていますが、実損害については契約保証金にてカバーされるものと考えますので、ここで定められる「実損害に対する補償」は不要と考えます。 ②貴社事由による解除・解約の場合は、落札者側が15年間の電力電力受給契約書を前提として資金調達を行っているため、基本料金を根拠とした規定ではなく、解約金を落札者の実損額とし、以下の項目を含むことを明示して頂きたいと考えます。 ・落札者が当該事業に要する資金調達として金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用(元利金等)残高 ・SPC出資者の出資時点から解除等の時点までの期待利回り ・上記以外の、借入金の繰上弁済補償金・金利スワップコスト等 ・供給開始後 ①落札者事由による解除・解約の場合は、受給期間の残存月数に入札基本料金を乗じた金額を解約金として支払う旨定められていますが、本件解約金の水準は過大であると考えます。貴社の損失額に相当する供給契約の残存月数(84ヵ月上限)における代替調達コストと本件基本料金の差額の現在価値相当額とすべきであると考えます。 ②供給開始前と同様、貴社事由による解除・解約の場合は、落札者側が15年間の電力電力受給契約書を前提として資金調達を行っているため、基本料金を根拠とした規定ではなく、解約金を落札者の実損額とし、以下の項目を含むことを明示して頂きたいと考えます。 ・落札者が当該事業に要する資金調達として金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用(元利金等)残高 ・SPC出資者の出資時点から解除等の時点までの期待利回り ・上記以外の、借入金の繰上弁済補償金・金利スワップコスト等 ・電力受給契約書(ひな形)においても、上記コメントの反映をお願い致します。 「9. 契約保証金とペナルティ(2) 供給設備の建設・工事の遅延およびアクセス工事の遅延に対するペナルティ」、「9. 契約保証金とペナルティ(3) 解除・解約権」に対するご意見	・長期継続的な電気の安定供給を担っていただくために、落札者の帰責事由による解除・解約の場合にペナルティ(解約金)を課すことは、指針にも記載あるとおり、モラルハザードを防止する観点からも必要なものと考えております。 供給開始前の解除・解約金 ・当社の帰責事由による解除・解約の場合は、落札者が被った通常生ずべき実損害(逸失利益を除く。)に対する補償を行うこととしております。ただし、リスクの予見性を高めるために入札基本料金の84ヶ月を上限とさせていただきます。 ・通常生ずべき実損害は、事案により異なるため、予め明記することは困難と考えております。 供給開始後の解除・解約金 ・落札者にとっては、一定期間の資本費の回収が図れることで借入金等の返済に充てられ、新たな契約先確保が図れることを踏まえ、解約金の水準として合理的であると考えております。また、リスクの予見性を高めるために入札基本料金の84ヶ月を上限とさせていただきます。 ・なお、補償内容については双方イコールフットイングとしております。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄『「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
74	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	余力活用時の通告逸脱ペナルティについては、免責(例えば要綱P38, 9(4)イ)に記載のような3%の範囲)が設定されていないことから、一定の免責を設定すべきと考えます。 「9. 契約保証金とペナルティ(5)」に対するご意見	・余力活用補償料金については、余力活用に伴い、当社の通告に対して未達が生じ、その未達の原因が事業者の故意または重大な過失であった場合に適用することとしていることから、免責を設定することは考えておりません。
75	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	・余力活用補償金の算出方法について、停止ペナルティ条項との平仄を合わせて裕度(可能受給電力量×3%)を勘案すべきと考えます。具体的には、「余力活用補償料金=[(通告電力量-可能受給電力量×3%)-実績受給電力量]×余力活用補償料金単価」と記載を変更すべきと考えます。 ・電力受給契約書(ひな形)への上記コメントの反映をお願い致します。 「9. 契約保証金とペナルティ(5)余力活用に伴う逸脱ペナルティ」に対するご意見	
76	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	年間停止電力量が可能受給電力量の3%を超えたときから停止ペナルティが発生するのは厳しいので、割合(%)の緩和をお願いいたします。 「9. 契約保証金とペナルティ(6)」に対するご意見	・免責範囲の3%については、日本電力調査委員会による火力発電所の計画外停止率の調査結果を参考に設定していることから厳しい値ではないと考えております。
77	5.契約条件	火力電源入札募集要綱案	・停止ペナルティの上限設定の有無につき、考え方をご教示下さい。 ・「停止ペナルティは、当該年度の最終月分の基本料金から差し引く」とされていますが、停止ペナルティが当該年度最終月分の基本料金を超過する水準であった場合、どのような精算方法が採られるかご教示下さい。 ・上述に加え、落札者の資金繰りの観点からは、所要金額が算出できない場合の対応が難しいため、繰延払い等のルールをご検討頂きたいと考えます。 ・電力受給契約書(ひな形)への上記コメントの反映をお願い致します。 「9. 契約保証金とペナルティ(6)停止ペナルティ ロ)」に対するご意見	・停止ペナルティは、毎年度、契約書案第8条(管外版:第12条)において算定される金額としており、上限は設けておりません。 ・当該減額に係る金額が、当該年度の最終月の基本料金を上回る場合は、その月の基本料金は零とし、差額は翌月の基本料金から減額するものとし、以降も同様としております。 ・なお、当該年度が受給期間の最終年度であり、当該減額に係る金額が、当該年度の最終月の基本料金を上回る場合は、その月の基本料金は零とし、事業者は当社にその差額を支払っていただくこととしております。 ・上記より、所要金額の算出は可能と考えますので、繰延払い等のルールは設定しないこととさせていただきます。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄『「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
78	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	・「ただし、未達となった原因が、○○の責めに帰すことができない事由であると関電が認めた場合は、通告未達電力量として扱わないものとする」との記載がございます。当該事由は貴社の判断事項となるため、「関電が判断し」との文言を「関電が合理的に判断し」との文言に変更頂きたいと考えます。 「第10条 通告未達電力量に対する電力量料金の減額」に対するご意見	・ご意見を踏まえ、「関電が合理的に判断し」と要綱案および契約書案に記載させていただきます。
79	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	第10条1項「ただし、未達となった原因が○○の責めに帰すことができない事由であると関電が認めた場合」とありますが、貴社の一方的な判断ではなく、中立的なルールもしくは両社協議によるとすることで公平性を保つべきと考えます。 「第10条 通告未達電力量に対する電力量料金の減額1. 」に対するご意見	
80	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	第26条4項「受給に関する条件を満たしていると関電が判断」、同条5項「受給に関する条件を満たしていないと関電が判断」とありますが、この条件が不明かつ貴社による一方的な指定となることから、この履行を保証することはできないものと考えますので、当該記載につき削除していただきたいと考えます。 「第26条 試運転」に対するご意見	
81	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	・「・・・試運転の結果、○○が受給電力の受給に関する条件を満たしていると関電が判断したときは、・・・」(第4項)、 「・・・試運転の結果、○○が受給電力の受給に関する条件を満たしていないと関電が判断したときは、・・・」(第5項)との記載がございます。当該事由は貴社の判断事項となるため、「関電が判断し」との文言を「関電が合理的に判断し」との文言に変更頂きたいと考えます。 「第26条 試運転4. /5.」に対するご意見	
82	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	・「なお、受給電力の供給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限される事由が、本項に定める事由によるものか、第18条に定める供給設備の機能によるものかは、○○の報告内容に基づき関電が判断し」との記載がございます。当該事由は貴社の判断事項となるため、「関電が判断し」との文言を「関電が合理的に判断し」との文言に変更頂きたいと考えます。 「第8条 超過停止電力量に対する基本料金の減額」に対するご意見	
83	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	第8条4項「ただし、(中略)○○の責めに帰することが出来ない事由であると関電が認めた場合」とありますが、貴社の一方的な判断ではなく、中立的なルールもしくは両社協議によるとすることで公平性を保つべきと考えます。 「第8条 超過停止電力量に対する基本料金の減額4. 」に対するご意見	

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄『○○』に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
84	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	提案内容 プロジェクトファイナンスによって資金調達を行う場合、金融機関はリスク評価を行う時、定量化困難なリスクは最大限織り込みます。リスクが不明確な場合はプレミアムが増加し、不要な金融コストが生じる可能性があります。このようなコストを低減する為、「判断」に関わる部分については双方別途協議の機会を残して頂く事を提案いたします。 例えば、契約書ひな型各条に記載の「関電殿の判断もしくは認めた場合」を「合理的に○○と判断される場合」とするなど。 本提案は契約書ひな型第8条のほか、第9条、第10条、第11条、第12条、第19条、第26条、第32条、第35条、別紙1に関わります。 「第8条 超過停止電力量に対する基本料金の減額1. 」に対するご意見	・No78～No83の回答をご参照ください。 ・なお、契約書案第11条(管外版:15条)および第35条(管外版:40条)については、確認させていただきましたが、「当社の判断もしくは認めた場合」の記載はありませんでしたので、現行案のとおりとさせていただきます。
85	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	落札者がプロジェクトファイナンスにより資金調達を行う場合、受給契約の解除を回避する機会を銀行団に付与することが望ましい。以下の場合に貴社が解除権を行使する際、事前通知と猶予期間を設定することを検討頂きたい。 本文第23条「供給設備の建設・工事が1年以上遅延する場合」 本文第25条「系統連結工事の遅延理由が落札者の帰責事由である場合」 本文第32条「落札者側に解除相当の帰責事由がある場合」 本文第35条「不可抗力により解除する場合」 本文第39条「暴排条項違反により解除する場合」 「第23条 供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除1. 」に対するご意見	・本入札については、プロジェクトファイナンスにより資金調達を行う事業者のみを対象にしているものではないことから、その事業者のみに事前通知と猶予期間を設定することはプロジェクトファイナンスにより資金調達を行わない事業者との公平性が失われると考えております。
86	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	試運転方法は貴社が一方的に定めるものではなく、協議事項とすべきと考えます。 「第26条 試運転3. 」に対するご意見	・系統連系技術基準を満たしていること、ならびに需給調整機能を設置していただいた場合には需給調整機能の条件を満たしていることを確認するため、試験を実施していただきます。このため、試験方法については、これらを確認するために必要となる合理的な範囲内で、当社が定める必要があると考えております。当社としては、不合理な試験方法をお願いすることは考えておりませんので、契約書案は「給電運用に関して別途関電が合理的に定める方法により試運転を行う。」に変更させていただきます。
87	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	「やむを得ない事由」の定義を記載頂きたい。第35条の「自己の責めに帰すことのできない事由」と同義という理解で正しいか、確認頂きたい。 「第34条 関電および○○による合意解約権1. 」に対するご意見	・本条のやむを得ない事由については、原因の如何によらず、そのまま受給契約を継続させることが当該当事者にとって客観的に見て、酷であり社会通念上不相当な場合を指すものと考えております。
88	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	・「ただし、○○が○○の資金調達先に対する担保として、本契約に定める○○の関電に対する金銭債権を譲渡することについて、○○から事前の書面による申出があった場合、関電・○○は協議を行うものとする。」との記載がございます。当該記載事項については「関電・○○は協議を行うものとする。」との記載を「関電は予め承諾するものとする。」との記載に変更をお願い致します。 「第40条 事業の承継等3. 」に対するご意見	・金銭債権の譲渡については、本事業に利害関係を有する者として適切な譲渡先か(反社会的勢力に該当しないか、譲渡先の実態の確認が困難等の理由により、権利関係が不明確となったり、当社の事務手続きが著しく煩雑にならないか等)の確認をさせていただき、特に支障がないと判断する場合は、承諾させていただきます。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄『○○』に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
89	5.契約条件	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	プロジェクトファイナンスにより資金調達を行う場合、通常以下を求められる。 ①火力発電事業会社(SPC)を事業主体から独立させ、受給契約をSPCに承継すること(地位承継) および ②事業主体の倒産等の場合に受給契約上のSPCの地位を新たな事業主体に承継できるよう予約すること(地位承継予約) この場合、 「(a)落札者の資金調達先に対する担保として、受給契約に定める落札者の権利を譲渡すること、または(b)受給契約上の地位の譲渡予約契約を締結すること、および(c)これらの担保権の実行により受給契約にもとづく落札者の権利または地位が担保権者またはその他第三者に移転することについて、(関電殿は)予め承諾する(ただし、第三者が反社会的勢力に該当する場合、または電力供給を行う上で技術的信頼性が確保されていない者である場合を除く)」とされている。 貴社の契約書(ひな型)においても同様の文言を記載頂く事を提案させていただきます。 「第40条 事業の承継等4. 」に対するご意見	・IPP事業は、長期継続的な電気の安定供給を担っていただくこととなりますが、事業主体の変更(地位承継)は本事業の根幹にかかわることと考えておりますので、相手方の事前の書面による承諾が必要とさせていただきます。
90	6.その他	火力電源入札募集要綱案	・幅広い事業者からの応札を受けることが引いては競争力のある電源調達に資するものと理解しておりますが、応札に関心を有する事業者は多様であり、参加形態・資金調達手法もまた多様となることが考えられます。また、本入札対象の事業規模及び同種の電源入札案件が同時に進行することに鑑みると、ある一定時期に巨額の資金調達が必要となり国内金融機関の資金供給力が逼迫する可能性を否定できません。 ・こうした観点から、入札における公平性・事業遂行の確実性に留意しつつも、①参加形態に柔軟性を持たせること(応札後に新たにパートナー投資家を招聘することで、応札者の事業への出資比率・出資額を調整すること等)、②有力な資金調達手段であるプロジェクトファイナンスをより組成しやすくすることにより、幅広い金融機関からの資金調達を可能とすること、が重要であると考えており、以下の当社コメントに係る問題意識によるもののご理解ください。 「1. 一般注意事項(1)」に対するご意見	・いただいたご意見については、ご意見ごとに回答させていただいております。
91	6.その他	火力電源入札募集要綱案	応札者と貴社を中心とした、プロジェクトに係る燃料調達先、融資先等関連する各社との権利義務関係を図示することが要求されていますが、本内容は応札者と関連する各社との秘密保持義務等により開示できない内容を含む可能性があることから、本項目は削除していただきたいと考えます。もしくは、関連する各社を匿名とした場合においても、本要綱P16、6(1)②に定める「提案書に不備、遺漏、虚偽の記載」にあたらない旨明記していただきたいと考えます。 「12. 提案書に記載する事項(6)二)」に対するご意見	・プロジェクトに係る権利義務関係については、計画の確実性を判断するポイントの一つと考えていることから、社名等も記載いただきますようお願いいたします。しかしながら、ご意見を踏まえ、守秘義務契約があり、社名等を記載できない場合におきましては、その理由を明記いただいたうえで、匿名とすることも可能とさせていただきます。 ・なお、その旨を要綱案および提案書様式に明記させていただきます。
92	6.その他	(別冊)火力電源入札に対する事業提案書の提案様式	本様式については、応札者と関連する各社との秘密保持義務等により開示できない内容を含む可能性があることもふまえ、確定的な内容の記載ができないものと考えます。 従って、本様式については、本欄記載内容を匿名または未定、もしくは空欄で提出する場合においても、本要綱P16、6(1)②に定める「提案書に不備、遺漏、虚偽の記載」にあたらない旨明記していただきたい。 「様式－11 プロジェクト推進母体と権利義務関係」に対するご意見	
93	6.その他	(別冊)火力電源入札に対する事業提案書の提案様式	燃料調達については、応札者と燃料調達先との秘密保持義務等により開示できない内容を含む可能性があることもふまえ、確定的な内容の記載ができないものと考えます。 従って、本様式については、貴社に様式を簡略/省略して頂くか、応札者に任意様式での提出を可能とする、あるいは本欄記載内容を未定もしくは空欄で提出する場合においても、本要綱P16、6(1)②に定める「提案書に不備、遺漏、虚偽の記載」にあたらない旨明記していただきたい。 「様式－12 燃料関係」に対するご意見	・燃料調達方法は、計画の確実性を判断するポイントの一つと考えていることから、記載いただきますようお願いいたします。秘密保持契約があり確定的な内容を記載できないケースも考えられますが、その場合には、少なくとも応札時点において計画している内容の記載をお願いいたします。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄『「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
94	6.その他	火力電源入札募集要綱案	・様式-7において金融商品取引法に定められる適格機関投資家と規定する等、「銀行法に規定される銀行」以外からのL/Iの提出も可能とする旨、記載をご検討下さい。 ・電力受給契約書(ひな形)への上記コメントの反映をお願い致します。 「12. 提案書に記載する事項(6)プロジェクト全体のスキーム ハ)ファイナンス(様式-7～10) (イ)」に対するご意見	・ご意見を踏まえ、要綱案の「銀行法に規定する銀行」を「原則として銀行法に規定する銀行」とさせていただきます。 ・なお、銀行法に規定する銀行以外からL/I(letter of intent:関心表明書)の提出を検討されている事業者は、応札前に当社HPの火力電源入札サイトから、お問合せいただきますようお願いいたします。その旨を提案書様式に追記させていただきます。
95	6.その他	火力電源入札募集要綱案	落札候補者を決定した時点において、落札候補者になったことが当該候補者に通知されるのかどうか記載されておりませんが、例えば落札候補者の決定から落札者の決定までの約2ヶ月間で受給契約の準備等を円滑に進めるといった観点から、落札候補者に決定した時点でその旨通知して頂きたいと考えます。 「6. 評価および落札者決定の方法(3)ト)」に対するご意見	・落札候補者が確定した時点は、まだ審査過程であり当該事業者への通知は行いません。 ・落札候補者は中立的機関の審査を経て、落札者として決定することから、事業者への通知は落札者決定後に実施いたします。
96	6.その他	火力電源入札募集要綱案	・落札後に貴社・落札者間で「電力受給契約書書に定める具体的な受給条件、責任分界点等について協議」を行った結果、「双方により契約内容の合意がなされれば、電力受給契約書を締結」するとされています。当該記載に定められる「協議」可能な事項の範囲につきご教示下さい。協議の結果、電力受給契約書と異なる内容になること、電力受給契約書以外の覚書等を貴社・落札者間で締結することは許容されるのでしょうか。 ・円滑な資金調達を実現する観点、燃料調達方法など落札者の事業運営の方法を適切に反映する観点、電力受給契約書では曖昧になっている規定を明確化する観点等から、落札者の選定における公平性を阻害しない範囲において、貴社・落札者の協議に基づいて、電力受給契約書からの変更を可能にすべきと考えます。 ・電力受給契約書(ひな形)への上記コメントの反映をお願い致します。 「6. 評価および落札者決定の方法(3)落札者決定までの手順 リ)ステップ9(契約協議) (イ)」に対するご意見	・落札候補者選定における公平性を阻害しないため、要綱案および契約書案において別途協議、別途定めるとしている項目ならびに規定のない内容を除き、契約書案によるご契約をお願いいたします。
97	6.その他	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	・「本契約に定めのない事項に係る契約条件については要綱の定めによるものとし、本契約および要綱に定めのない事項に係る契約条件については、関電および○○は、誠意をもって協議するものとする。なお、運用細目については必要に応じて別途付帯契約書等を締結するものとする。」との記載がございます。ここに定められる協議とは、どの程度の柔軟性を以て行われるものか、ご教示下さい。要綱に定めのない事項について、貴社・落札者間の協議に基づき別途付帯契約書・覚書等を締結可能との理解で宜しいでしょうか。また、両者の協議に基づき、要綱に記載がある事項につき変更する旨、覚書を締結することは許容されるのでしょうか。 ・円滑な資金調達を実現する観点、燃料調達方法など落札者の事業運営の方法を適切に反映する観点、電力受給契約書では曖昧になっている規定を明確化する観点等から、落札者の選定における公平性を阻害しない範囲において、貴社・落札者の協議に基づいて、電力受給契約書からの変更を可能にすべきと考えます。 「第45条 本契約に定めのない事項等」に対するご意見	
98	6.その他	火力電源入札募集要綱案	2月末日までにおこなう貴社からの年間受給電力量決定連絡は、貴社による停止計画の承認がされていることを確認致します。 「8. 電力の受給と受給料金の支払い(1)」に対するご意見	・当社は2月末日までに、事業者から提出いただいた停止計画を承認した上で、翌年度の受給計画を決定し、事業者に連絡させていただきます。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したものの。
※ご意見内容詳細欄「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
99	6.その他	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	◇ご提案内容 再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合の取り扱いを、当初の契約時に選択して記載することになっています。 環境アセスメント手続きを進めていく過程で、バイオマス燃料の混焼を実施する等、契約後に計画が変更となる場合にも対応できるよう、当初より契約時の条文として記載することを提案いたします。 ・「第九 その他」の 「《再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合に本条を追加》(本条を追加する場合、以降の各項は順送りとする。)」の記載を削除。 ・「第●●条」を「第38条」とし、以降の各項を順送りとする。 「第●●条 再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合の取り扱い」に対するご意見	・ご意見を踏まえ、契約書案「第●●条」を「第38条(管外版:第43条)」とし、以降の各条を順送りとさせていただきます。
100	6.その他	火力電源入札募集要綱案	建設工程の進捗を6ヶ月ごとに報告することが求められていますが、落札者には供給設備の建設・工事の遅延に対するペナルティを課せられている(落札者が工程を遵守するインセンティブが存在する)点も勘案し、これらの報告は不要としていただきたいと思います。もし報告が必要な場合も、工程に著しい変更・遅延が発生した場合に限定していただきたいと思います。 なお、プロジェクト工程は、建設過程で部分的な遅延があったとしても、最終的に予定どおり受給を開始できれば貴社に不利益を与えることはないと考えます。 「9. 契約保証金とペナルティ(2)」に対するご意見	
101	6.その他	(別冊)火力電源入札に対する事業提案書の提案様式	落札者に供給設備の建設・工事の遅延に対するペナルティが課せられている以上、本様式が無くても、貴社が不利益を被ることはないと考えられます。 このため、本様式については、本欄記載内容を未定もしくは空欄で提出する場合においても、本要綱P16、6(1)②に定める「提案書に不備、遺漏、虚偽の記載」にあたらな旨明記していただきたい。 「様式ー5 プロジェクトの全体工程表」に対するご意見	・供給設備の建設・工事の遅延については、ペナルティを課しているものの、受給開始遅延は当社の供給力の減少となり安定供給に支障をきたす可能性があることから工程管理は重要なものと考えております。当社として、正確に工程の進捗度合いを把握したいと考えているため、定期的に報告いただくこととさせていただきます。
102	6.その他	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	プロジェクト工程は、建設過程で部分的な遅延があったとしても、最終的に予定どおり受給を開始できれば貴社に不利益を与えることはないと考えます。従い、本条1項の「プロジェクトの全体工程表」は簡略した記載を認めるべきと考えます。 また、本条2項の進捗報告については不要とするか、あるいは、もし報告が必要な場合も、工程に著しい変更・遅延が発生した場合に限定していただきたいと思います。 「第20条 供給設備の建設・工事の進捗」に対するご意見	
103	6.その他	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	要綱案3(14)「発電設備が準拠すべき基準」により、応札者は発電事業に関連する諸法令等を遵守することとなり、この考え方は本条における供給設備の建設・工事についても適用されと考えられ、落札者は必然的に行政の許認可等を取得します。従って、供給設備の建設・工事に係る行政の許認可等を取得した事実を御社に提出する必要性はないと考えますので、本条のこの部分については不要と考えます。 また、提出が必要となる場合でも、行政の許認可書類は多種多様に亘るため、提出書類及び提出方法については両社協議とすることとしていただきたいと思います。 「第18条 供給設備の建設・工事」に対するご意見	・ご意見いただいているとおり、事業者は発電事業に関連する諸法令等を遵守し、行政の許認可等を必ず取得していただきます。供給設備については、長期間の電気の安定供給を担っていただく設備であることから、供給設備の建設完了等を確認するうえで行政の許認可等の取得を確認させていただく際には、当社の求めに応じて必要な書類を提出していただくこととさせていただきます。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄『「○○」に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
104	6.その他	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	事業の承継等に関する取扱いについては、応札者が応札を検討する際の主要な条件の1つと考えられることから、電力受給契約書(ひな型)だけの記載ではなく、募集要綱にも明記していただきたいと考えます。 「第40条 事業の承継等」に対するご意見	・要綱案P2 に以下の内容を追記します。 ・当社または落札者が第三者と合併、会社分割または受給契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、契約の継承の詳細な取扱いについては、受給契約書(ひな型)を参照してください。
○105	6.その他	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	・「○○は、関電との間に(中略)「電力受給契約書」に基づく電力卸供給事業を、○○が100%子会社として平成 年 月 日に設立した、××に平成 年 月 日に移管することとした」との記載がございます。事業移管対象となる落札者の子会社は、複数主体が参画しているジョイント・ベンチャーの可能性がございます。落札後に複数の主体がジョイント・ベンチャーに参画する可能性も鑑み、「100%子会社として」との文言の削除をお願い致します。 「添付資料2 事業の移管に伴う確認書」に対するご意見	
○106	6.その他	(別冊)電力受給契約書(ひな型)(管内版)	・「連帯債務保証人である○○は、○○が100%子会社として平成 年 月 日に設立した、××が(以下略)」との記載がございます。 ・事業移管対象となる落札者の子会社は、複数主体が参画しているジョイント・ベンチャーの可能性がございます。落札後に複数の主体がジョイント・ベンチャーに参画する可能性も鑑み、「100%子会社として」との文言の削除をお願い致します。 「添付資料3 親会社連帯債務保証確約書」に対するご意見	・ご意見を踏まえ、「100%子会社として」を削除させていただきます。
107	6.その他	(別冊)火力電源入札に対する事業提案書の提案様式	運転要員の数については、入札価格の算定において織り込まれているものと考えられ、記載の必要性はないものと考えます。 従って、本様式については、貴社に様式を簡略/省略して頂くか、応札者に任意様式での提出を可能とする、あるいは本欄記載内容を未定もしくは空欄で提出する場合においても、本要綱P16、6(1)②に定める「提案書に不備、遺漏、虚偽の記載」にあたらないう旨明記していただきたい。 「様式－15 運転管理体制」に対するご意見	・運転要員については、計画の確実性を判断するポイントの一つと考えていることから、運転要員数を記載いただきますようお願いいたします。
108	6.その他	(別冊)火力電源入札に対する事業提案書の提案様式	本様式については、環境アセスメントに今後取り組むといったケースも想定されることから、確定的な内容を記載できないものと考えます。従って、本様式については、貴社に様式を簡略/省略して頂くか、応札者に任意様式での提出を可能とする、あるいは本欄記載内容を未定もしくは空欄で提出する場合においても、本要綱P16、6(1)②に定める「提案書に不備、遺漏、虚偽の記載」にあたらないう旨明記していただきたいと考えます。 「様式－6 環境」に対するご意見	・計画の確実性という点から、本様式にて環境保全対策の基本的な考え方や自治体との調整状況を確認したいと考えております。 ・なお、確定した環境保全対策を記載できないケースも考えられますが、その場合には、少なくとも応札時点において計画している基本的な環境保全対策の記載をお願いいたします。

火力電源入札募集要綱(案)平成26年度版に対するご意見への回答 [関西電力]

※番号欄○印は、資料7のなかで取り上げた意見
※網掛けは、ご意見を踏まえて火力電源入札募集要綱(案)を見直したもの。
※ご意見内容詳細欄『○○』に対するご意見』における「○○」は、事業者が選択した項目。

番号	項目	対象	ご意見内容詳細	ご意見に対する回答
109	6.その他	(別冊)火力電源入札に対する事業提案書の提案様式	応札時点においては、設備仕様や対象面積等についての詳細な項目は確定的に記載できないものと考えます。従って、本様式については、貴社に様式を簡略/省略して頂くか、応札者に任意様式での提出を可能とする、あるいは本欄記載内容を未定もしくは空欄で提出する場合においても、本要綱P16、6(1)②に定める「提案書に不備、遺漏、虚偽の記載」にあたらない旨明記していただきたい。 「様式－20 発電設備の概要」に対するご意見	・入札価格の算定を行ううえで設備の仕様や対象面積については検討されているものと考えますので、現行の提案書様式に沿って記載いただきますようお願いいたします。 ・なお、確定した設備仕様や対象面積を記載できないケースも考えられますが、その場合には、少なくとも応札時点において計画している設備仕様や対象面積の記載をお願いいたします。
110	6.その他	(別冊)火力電源入札に対する事業提案書の提案様式	応札時点においては、設備仕様や対象面積等についての詳細な項目は確定的に記載できないものと考えます。従って、本様式については、貴社に様式を簡略/省略して頂くか、応札者に任意様式での提出を可能とする、あるいは本欄記載内容を未定もしくは空欄で提出する場合においても、本要綱P16、6(1)②に定める「提案書に不備、遺漏、虚偽の記載」にあたらない旨明記していただきたい。 「様式－21 タービン建屋/中央制御室(本館)・煙突工事概要」に対するご意見	
111	6.その他	(別冊)火力電源入札に対する事業提案書の提案様式	応札時点においては、設備仕様や対象面積等についての詳細な項目は確定的に記載できないものと考えます。従って、本様式については、貴社に様式を簡略/省略して頂くか、応札者に任意様式での提出を可能とする、あるいは本欄記載内容を未定もしくは空欄で提出する場合においても、本要綱P16、6(1)②に定める「提案書に不備、遺漏、虚偽の記載」にあたらない旨明記していただきたい。 「様式－22 土木工事概要」に対するご意見	